（様式第１号）（乙型）

○○地域維持型共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、佐賀県が発注する○○委託業務（以下「業務」という。）の受注及び履行に係る事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○地域維持型共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受注することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　○○市○○町○○番地

　○○建設株式会社

　○○市○○町○○番地

　○○建設株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料（部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（業務の分担）

第８条　各構成員における業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、当該変更増減等に応じて分担又は次項に規定する委託料の額を変更するものとする。

○○地区（又は○○道路）　○○建設株式会社

○○地区（又は○○道路）　○○建設株式会社

（注）　分担業務については、受注内容に応じて適宜記載すること。「次のとおり」を「別紙のとおり」として、別紙を添付することも可。

２　前項の規定により各構成員が分担する業務に対応する委託料の額については、次条に規定する運営委員会で協議の上で決定するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

２　運営委員会の委員長は、当企業体の代表者である構成員の代表者が当たるものとする。

３　運営委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

４　運営委員会は、必要に応じ事務局を設置し、収支を明らかにする帳ひょう類を作成しなければならない。

（役員その他の選任）

第10条　当企業体の役員その他は、運営委員会において選任するものとする。

（構成員の責任）

第11条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図るとともに、業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第12条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の負担等）

第13条　構成員は、その分担業務の履行のため必要な経費を負担しなければならない。ただし、あらかじめ運営委員会で必要な経費の負担及び分配を決定した場合は、当該決定に従い、必要な経費の分配を受けることができるものとする。

（共通費用の分担）

第14条　業務履行中に発生した共通の経費等については、分担業務に係る委託料の額の割合により、毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第15条　構成員がその分担業務に関し発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を与えた構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　第１項に規定する損害を与えた構成員について疑義がある場合又は前項に規定する構成員の責任について協議が整わない場合は、運営委員会において協議のうえ決定し、関係構成員は当該決定に従うものとする。

４　前各項の規定は、いかなる意味においても第11条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第16条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退に対する処置）

第17条　構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。ただし、構成員のうちいずれかが業務途中において破産若しくは解散した場合、又はそれらと同様の状態となったものと発注者及び他の構成員が認めた場合を除く。

２　構成員のうち前項ただし書の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

３　前項の場合においては、第15条第２項及び第３項の規定を準用する。

（構成員の除名）

第18条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条　代表者が第17条第１項ただし書の規定により脱退した場合若しくは前条の規定により除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかの者を代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第20条　業務について当企業体に契約不適合責任がある場合は、当企業体が解散した後においても、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　印